

[測定物コード配列適用細則]

1. 主旨

コード体系の主体となる「測定物コード」は、基本的にヒトを対象とした臨床検査の項目のうち、測定対象となる物を分類するものである。ここで定義される測定対象物は、診療を行う上で必要となるものを対象とするため、物質や酵素、化学反応、検査方法など、様々なものが挙げられる。それら測定物が重複しないように一義的に決定するものである。

2. 符番について

後掲の分類規準に依るものとし、数列の 1 桁目が所定の大分類、2 桁目が中分類にそれぞれ対応する。さらに 3～5 桁目により当該分類に属する各項目の配列を指定する。

1 桁目は、JLAC10 と区別可能とするため、JLAC11 ではアルファベットを用いる。

配列の順番について、特に、前後の番号における関係性は考慮しない。順番に関しては、別途、並び順項目を設定する。なお、並び順項目の数値は測定物コードとは連携しておらず、新しい版が出る度に変更となる。

3. 適用ルールについて

- (1) 従来から一般化された分類、慣習化された分類がある場合、特に矛盾の生じない範囲で、できるだけそれを優先する。
- (2) 検査項目の機能および意義を第一義として分類する。
 - 同一項目（測定対象物）の材料違いにおいて、一般検査（材料：血清以外）と生化学検査（材料：主に血清）の場合は、それぞれ別の測定対象物として分類する。
 - 一般検査の中分類として定義されていない検体（材料）に対する検査の場合、該当する測定対象は大分類 A から順に該当する測定対象を探して検体コードを符番する。
- (3) 見掛け上類似項目であっても、検査目的や意義の異なる場合はより適切に分類する。
 - 同一項目で、結果の表現型が異なるもの（定量値や定性値、測定値と判定結果など）は、識別コードにて分類する。
 - 同一項目で、その下位層に位置づけられる項目のうち、同一概念として扱った方がよいと思われる項目は識別コードを用いて分類する。
- (4) 本来、生体内物質であるものが生体外物質（治療薬など）としても扱われている場合、原則として生体内物質に分類する。
- (5) 検査依頼の電文用コードとして利用する際に必要となる包括項目（パネル項目）を適切に分類する。
- (6) 以上の諸点を考慮しても分類が困難な場合、診療報酬点数表における分類を参考とする。
- (7) 生体検査は、外保連で定義されたコード分類を用いることとする。

I. 大分類

- | | | |
|------|---------------------------------|-------|
| (1) | 一般検査・・・ | 一桁目 A |
| (2) | 血液学的検査・・・ | 一桁目 B |
| (3) | 生化学的検査・・・ | 一桁目 C |
| (4) | 生化学的検査（薬物）・・・ | 一桁目 D |
| (5) | 内分泌学的検査・・・ | 一桁目 H |
| (6) | 免疫学的検査・・・ | 一桁目 E |
| (7) | 免疫学的血液検査・・・ | 一桁目 K |
| (8) | ウイルス感染症検査・・・ | 一桁目 V |
| (9) | 微生物学的検査・・・ | 一桁目 M |
| (10) | 病理学的検査・・・ | 一桁目 P |
| (11) | その他検体検査・・・ | 一桁目 L |
| (12) | 遺伝学的検査・・・ | 一桁目 G |
| (13) | 生体検査・・・ | 一桁目 S |
| (14) | JLAC10 で定義されている検査は一桁目を数字のまま表記する | |

Ⅱ. 中分類

分類上特に留意すべき項目を()内に示した。

(1) 一般検査【A】

1. 尿一般検査 (1)
2. 尿一般検査 (2)
3. 糞便検査
4. 髄液検査
5. 穿刺液検査
6. 胃液, 胆汁, 膵液など消化管からの分泌液の検査(基本的検査のみ)
7. 精液, 喀痰など
9. (その他)
0. 包括・依頼など

(2) 血液学的検査【B】

1. 血液一般・形態検査(血中原虫検査, 鼻汁好酸球を含む/LE 細胞現象を除く)
2. 凝固・線溶関連検査(各種分子マーカー, PIVKA- II [LA 法]を含む)
3. 血球化学検査(赤血球酵素を除く)
9. その他(比重, 赤血球抵抗, 粘度, CPC, 血沈を含む)
0. 包括・依頼など

(3) 生化学的検査【C】

1. 蛋白・膠質反応(微量血漿蛋白, 免疫関連蛋白等を除く)
2. 酵素および関連物質 (1)
3. 酵素および関連物質 (2)
(各種アミラーゼおよびそのアノミー検査, エラスターゼ 1, トリプシン, PSTI, PLA2, ペプシノーゲン, プロリルヒドロキシラーゼ, ACE, 顆粒球エラスターゼを含む/P-Ⅲ-P を除く)
4. 低分子窒素化合物(アミノ酸, グアニジノ化合物, ポリアミンを含む)
5. 糖質および関連物質(フルクトサミン, グリコヘモグロビン, シアル酸, ムコ蛋白, 2,3-DPG, ヒアルロン酸, 酸性ムコ多糖体, イノシトール, ミオイノシトールを含む)
6. 有機酸(ケトン体, 乳酸, ピルビン酸, 酢酸, クエン酸, シュウ酸, メチルマロン酸を含む)
7. 脂質および関連物質(胆汁酸, アポリポ蛋白, 脂質代謝関連酵素を含む)
8. 血液ガス・電解質・ビタミン・関連物質 (浸透圧, カルニチン, VB12 不飽和結合能を含む)
9. 生体微量金属(鉛, 水銀, カドミウム, マンガン, クローム, ニッケル, アルミニウム, 金, 白金, リチウムを除く)・生体色素関連物質(ビリルビン, ポルフィリンおよび関連物質, ポルフィリン代謝関連酵素を含む)

0. 包括・依頼など

(4)生化学的検査（薬物）【D】

1. 毒物・産業医学的代謝物質(鉛, 水銀, カドミウム, マンガン, クローム, ニッケル, アルミニウム, メタノール, シアンを含む)
 2. 薬物 A(1)(鎮痛, 解熱薬, 抗てんかん薬, 向精神薬, 催眠薬・鎮静薬, 抗パーキンソン病薬, 抗弛緩薬, 麻酔薬, 強心薬, 抗不整脈薬, 利尿薬)
 3. 薬物 A(2)
 4. 薬物 B(1)(鎮咳・去痰薬, 気管支拡張薬, 消化性潰瘍治療薬, 抗炎症薬, 抗ヒスタミン薬, 抗リウマチ薬, 痛風治療薬, 抗凝血薬, 抗菌薬, 抗癌薬, 免疫抑制薬, 駆虫薬, その他)
 5. 薬物 B(2)
 9. その他(結石分析, エタノール, ニコチン, キサンチン・ヒポキサンチン, ATP, ADP を含む)
0. 包括・依頼など

(5)内分泌学的検査【H】

1. 視床下部・下垂体ホルモン
 2. 甲状腺ホルモンおよび結合蛋白(TBG, サイログロブリンを含む/TSH レセプター抗体, 甲状腺自己抗体を除く)
 3. 副甲状腺ホルモン
 4. 副腎皮質ホルモンおよび結合蛋白(CBG を含む)
 5. 副腎髄質ホルモン(セロトニン, 5-HIAA を含む)
 6. 性腺・胎盤ホルモンおよび結合蛋白(SHBG, 免疫学的妊娠試験を含む/SP1 を除く)
 7. 膵・消化管ホルモン(インスリン抗体を除く)
 8. ホルモン受容体(ER, PgR, AR, インスリンレセプターを含む)
 9. その他(各種プロスタグランジン, 11-デヒドロトロンボキサン B2, カリクレイン, キニン, レニン, アンギオテンシン, ヒスタミン, サイクリック AMP・GMP, エリスロポエチン, ロイコトリエン, オステオカルシン, hANP, EGF, EGF レセプター含む)
0. 包括・依頼など

(6)免疫学的検査【E】

1. 免疫グロブリン(免疫電気泳動, B-J 蛋白, k / λ 比, クリオグロブリン, パイログロブリン, アレルゲン検査, オリゴクローナル IgG バンドを含む)・アレルギー
2. 補体および関連物質
3. 血漿蛋白(上記 A, B およびアポリポ蛋白を除く/BMG, フェリチンを含む)
4. 腫瘍関連抗原(IAP, PAP, SP1, PIVKA- II [EIA 法]を含む)
5. 自己免疫関連検査(1)(免疫複合体, MBP, 抗血小板抗体, LE 細胞現象を含む)

6. 自己免疫関連検査(2)
7. 細胞性免疫検査(リンパ球表面マーカー, 免疫担当細胞機能検査を含む)
8. サイトカイン(インターフェロン, インターロイキンを含む)
9. HLA(リンパ球混合培養を含む), 抗原特異的 CTL, その他
0. 包括・依頼など

(7) 免疫血液学的検査(血液型, クームス試験, 不規則性抗体を含む)【K】

1. 免疫血液学的検査
0. 包括・依頼など

(8) 感染症関連検査【V】

1. 感染症(非ウイルス)関連検査 (1)
2. 感染症(非ウイルス)関連検査 (2)
(エンドトキシン, 便クロストリジウムディフィシル抗原, 淋菌抗原, クラミジア抗原・抗体を含む)
3. ウイルス感染症検査 (1)
4. ウイルス感染症検査 (2)
5. ウイルス感染症検査 (3)
6. ウイルス感染症検査 (4)
(HBV-DNA, DNA ポリメラーゼ, DNA プローブによる検査, 便中アデノウイルス抗原, 便中ロ
タウイルス抗原を含む/ウイルス培養同定を除く)
0. 包括・依頼など

(9) 微生物学的検査【M】

1. 塗抹・形態検査(電顕による検査を含む)
2. 培養同定検査(ウイルス, 真菌, マイコプラズマ, 原虫の培養同定, ニューモシステイス・カリニ培養,
レプトスピラ培養を含む)
3. 薬剤感受性検査(MIC 測定, MBC 測定を含む)
通常は「M3030 : 薬剤感受性検査(抗酸菌)」を用いることとし, 薬剤数が限定される場合のみ
「M3040 : 薬剤感受性検査(抗酸菌) 3 薬剤以下」を使用する。
0. 包括・依頼など

(10) 病理学的検査【P】

1. 細胞診検査(DNA 等ヒストグラム解析を含む)
2. 病理組織検査(免疫組織化学検査を含む)
3. 迅速凍結組織検査
4. 電子顕微鏡検査

9. その他

(11) その他検体検査【L】

1. 負荷試験・機能検査(ICG, BSP, PSP, 各種クリアランス試験, 濃縮試験, 希釈試験, PFD 試験を含む)
2. 複数項目の計算により求められる検査

(12) 遺伝子関連検査【G】

1. 染色体検査 (1)
2. 染色体検査 (2)
3. 遺伝子関連検査 (1)(癌遺伝子, 白血病関連遺伝子を含む)
4. 遺伝子関連検査 (2)(癌遺伝子, 白血病関連遺伝子を含む)
- Z. その他(DNA ヒストグラムを含む/細胞診ヒストグラムを除く)

(13) 生体検査【S】

外保連コードを利用